

【論 説】

スコットランドの独立を問う住民投票を めぐる動きに関する一考察 —市民社会の関わりの視点から—

石 見 豊

目 次

1. はじめに
2. スコットランドの独立をめぐる動き
3. スコットランドと市民社会
4. 住民投票への道と市民社会の果たす役割
5. おわりに

1. はじめに

現在、英国では、その一地域であるスコットランドの英国からの独立の賛否を問う住民投票の準備が進められている。英国政府とスコットランド政府は、住民投票の実施について合意し、2014年9月18日に行われることも決まった。

英国ではこれまでも大きな制度改革の際にしばしば住民投票という手法を用いてきた。比較的最近の主要な事例では、1999年のスコットランドやウェールズにおける分権改革（英国議会からこれらの地域に設置される地域議会への権限委譲）の賛否を問う住民投票、2000年のグレーター・ロンドン・オーソリティーの設置や北アイルランドにおける分権改革の賛否を問う住民投票、2000年以降、イングランドの各地（自治体）で行われている公選首長制の導入の賛否を問う住民投票、2011年の英国議会（庶民院）における選挙制度改革の賛否を問う国民投票などがある（表1参照）。

表1 近年の英国における住民投票・国民投票の結果（概要）

<p>【ウェールズにおけるさらなる分権をめぐる住民投票】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：2011年3月3日・住民投票の内容：農業、教育、環境、保健、住宅、地方自治などの20の分野についてウェールズ議会に完全な立法権（1次立法権）を付与するか否か・賛成：63.5%、反対：36.5%、投票率：35.2%
<p>【英国議会（庶民院）の選挙制度改革をめぐる国民投票】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：2011年5月5日・国民投票の内容：現行の小選挙区制（the first-past-the-post system）から比例代表制（alternative vote system）への変更の是非・賛成：32.1%、反対：67.9%、投票率：42.2%
<p>【イングランドの都市における公選首長制導入をめぐる住民投票】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：2012年5月3日・住民投票の内容：公選首長制導入の是非・住民投票を実施した都市：バーミンガム市、ブラッドフォード市、ブリストル市、コベントリー市、リーズ市、マンチェスター市、ニューキャッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市、ウェイクフィールド市・結果：ブリストル市のみで可決（賛成：53%、投票率：24%）、その他の都市では否決（投票率：最低24%～最高35%）

出典：筆者作成

これらの限られた住民投票の事例についても、住民投票には多様な規模や意味があることが分かる。公選首長制の賛否を問う住民投票は一つの自治体の中におけるものであるが、スコットランドやウェールズにおける分権改革をめぐる住民投票はスコットランドやウェールズといった「地域」単位でのものであり、また、英国議会の権限の委譲といった内容に関するものであった。また、2011年の選挙制度改革をめぐる国民投票には、一自治体や一地域を対象としたものではなく、全国民を対象とするものというちがいがいる。

ただし、いずれにせよ、英国では大きな制度改革を実施する際には住民投票や国民投票を実施するという政治的慣行があると言える¹⁾。その中でも小論は、上記のようにスコットランドの英国からの独立の賛否を問う住民投票に関心を持っている。スコットランドの例は、単一国家²⁾を構成する一地域の国家からの独立といった極めてユニークな事例である。最近の類似の事例としては、スペインのカタルーニャ州がスペインからの独立を求めている

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
動きが挙げられる。カタルーニャ州はスペイン第2の都市であるバルセロナを含む州であるがカタルーニャ語などの独自の文化を持ち、歴史的に独立の機運が高い。ただし、中央政府は住民投票の実施に強く反対しており、その実現は不透明な状況である³⁾。

また、日本においても、頻繁に行われるわけではないが、全国の各地（自治体）で時々住民投票が実施されてきた。直近の例で言えば、2013（平成25）年5月に東京都小平市で行われた都道路建設計画の見直しの是非をめぐる住民投票がある。この事例では、投票率が50%未満の場合は不成立にするという条件が付されていて、実際の投票率は35.17%だったために不成立となった。自治体の首長選や地方議会議員選でも投票率が50%を切るなか⁴⁾、この住民投票の50%という要件については否定的な意見もある⁵⁾。いずれにせよ言えることは、市民の意見が多様化し、また、政治への関心や信頼が低下し、代表制民主主義（間接民主制）の問題点やその限界が指摘される中、多様な市民の意見を汲み取る一つの選択肢として住民投票への期待が高まってきていることは間違いがないと言える。

英国では、日本より制度改革などの際に市民の意思を確認する方法として住民投票（国民投票）を用いることがより一般化している印象を受けるが、小論が関心を寄せるのは、その住民投票の過程において市民社会がどのような役割を果たしているのかという点にある。市民社会（civil society）なる語は主にヨーロッパ社会において発展してきた概念である⁶⁾。ただし、小論ではこの点（ヨーロッパ社会における市民社会概念の歴史的展開）については深く踏み込まないことにする。繰り返しになるが、小論では、あくまでもスコットランドの独立をめぐる住民投票の過程において市民社会がどのような役割を果たしているのかという現実的な問題に関心がある。

以上の問題関心に対して、小論では以下の手順で検討を行う予定である。第1に、スコットランドの独立を目指した動きについて概観する。そして、第2に、スコットランドの市民社会の状況について整理する。その上で、第3に、この住民投票をめぐる過程において市民社会が果たす役割について検

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
討する。

2. スコットランドの独立をめぐる動き

現在スコットランドにおいて進められようとしている英国からの独立の動きについて理解するためには、そもそもスコットランドとイングランドが統合し英国（連合王国）が形成（合邦と呼ぶ）された歴史的経緯や合邦後の英国内におけるスコットランドの位置づけやナショナリズムの状況、1999年の英国議会からスコットランド議会への権限委譲（いわゆる分権改革）の動きなどについて背景的な情報として理解することが必要である。ただし、これらの点についてはこれまでもいくつかの論稿において整理・紹介してきたので、小論では改めて扱わないことにする⁷⁾。ただし、ここで歴史的な視点から一つだけ確認しておきたいのはスコットランド民族党（the Scottish National Party: SNP）の存在に関してである。

SNPは、2007年の第3回スコットランド議会議員選挙および2011年の第4回スコットランド議会議員選挙で第一党となり、スコットランド政府を率いることになり、現在もSNPが政権を担当している。このSNPは、1934年にスコットランド国家党（the National Party of Scotland）⁸⁾とスコットランド党（the Scottish Party）⁹⁾が統合して設立された政党であり、設立当初から反英主義的性格が強かった。端的に言って、SNPがスコットランド議会の政権党にならなかったら、独立をめぐる問題が政治的アジェンダの対象になることはなかったと言える。

20世紀に入ってからスコットランドの歴史（スコットランドと英国の関係の歴史）は、ある意味でSNPを中心に見ると、明瞭に整理することができる。まず、上記のSNPの設立自体が、1920年代のスコットランドに起きたナショナリズム運動¹⁰⁾の所産であった。SNPが党勢の発展を遂げるのは1960年代の後半以降のことである。その契機は、1967年の英国議会の総選挙で同党の候補者が当選を果たしたことにある¹¹⁾。その後、SNPの勢力

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）は着実に発展し、また、スコットランドにおけるナショナリズム運動も発展した¹²⁾。その頂点は、1979年に実施されたスコットランド議会の設置の賛否を問う住民投票であった¹³⁾。この時は、有効投票数の過半数の賛成は得ていたものの、有権者総数の40%以上の賛成を必要とするという「40%条項」に阻まれてスコットランド議会の設置と権限委譲の提案は実現することはなかった¹⁴⁾。

それ以降もスコットランドの市民を中心に分権や自治権の強化（英国議会からスコットランドへの権限委譲）を求める運動が地道に続けられていった。その拠点となったのがスコットランド憲政会議（Scottish Constitutional Convention）¹⁵⁾であった。憲政会議には、スコットランドの主要な利益集団、市民社会、宗教指導者および主要政党が参加したので、当初はSNPも参加したが、途中でSNPは憲政会議から抜けることになった。それは、SNPが分権より英国からの独立を志向し、憲政会議の方針とのちがいがはっきりしてきたからである。

SNPは、1999年に行われた第1回スコットランド議会議員選挙において35議席を獲得して獲得議席数では第2党となった。2003年に行われた第2回議会議員選挙でも第2党の座は維持したものの獲得議席数は10議席減らして25議席となった。2007年の第3回議会議員選挙では、上記の通り、SNPが第1党となった。ただし、労働党との差は1議席のみであった（SNPが47、労働党は46）。この時のSNPの勝利は、SNP自体の勝利と言うより、労働党の失点に因るところが大きい¹⁶⁾。2011年の第4回議会議員選挙では、SNPは69議席を獲得して大躍進した。これは大方の予想を上回る大勝利であった¹⁷⁾。

第3回議会議員選挙の結果誕生したスコットランド政府のSNP政権は、2007年8月14日、住民投票法案の原案を含む白書『スコットランドの未来の選択：民族的対話（Choosing Scotland's Future: A National Conversation）』を発表した¹⁸⁾。同白書では、スコットランドの独立に関する提案だけではなく、さらなる分権の必要性に関する提案も含んでいた¹⁹⁾。また、SNP政

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

権は、スコットランドの独立に対する市民の関心を盛り上げるために、スコットランド内での市民との対話集会（「民族の対話」イベント）の開催と独立問題に関するウェブ・サイト（「民族の対話」ウェブ・サイト）の開設などの市民参加の努力を行ってきた²⁰⁾。この点については、市民社会との関わり
の点から後でもう一度触れる。一方、SNP 以外のスコットランド議会における主要政党である労働党、保守党、自由民主党は、独立よりもさらなる分権（権限委譲）のほうに強い関心があり、少数与党である SNP の主張に本気で耳を傾けなかったようである²¹⁾。

しかしながら、第4回議会議員選挙で SNP が大勝利を収め、スコットランド議会の過半数の議席を獲得したことにより、情勢は急変した（独立問題に現実味が出てきた）。2012年1月、SNP 政権は、住民投票法案について市民の意見を聴くための協議文書『あなたのスコットランド、あなたの住民投票 (*Your Scotland, Your Referendum*)』を発表した。この協議文書でも、住民投票の内容は、独立の是非だけではなく、さらなる分権の是非についても賛否を問うことが予定されていた。

小論はスコットランドにおける分権改革の内容を主題とするものではないので、分権の状況についてはごく簡単にしか記さないが、1999年のスコットランド議会の設立の際に課税変更権と主要立法の制定権が英国議会から委譲され（表2参照）、また、2012年5月1日には女王の裁可を得て、2012年スコットランド法（Scotland Act 2012）が成立した。同法は、労働党を中心にさらなる分権のあり方について検討した結果の一応の成果であり、主たる改革点としては所得税の税率に関する決定権の一部をスコットランド議会に付与した点などが挙げられる²²⁾。以上のような点も含めて、スコットランド議会にはこれまでにかなり大きな権限が委譲されてきたが、上記のさらなる分権で想定されているのは、放送、税制、年金などの権限で、それは「最大限の分権（Devolution Max）」と呼ばれた。

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

表2 スコットランド議会への委譲事項と英国議会への留保事項

【スコットランド議会へ委譲されている事項】 農林水産業、教育・訓練、環境問題、ゲール語、保健、住宅、教育および内政事項、地方自治、自然および歴史的遺産、計画、警察および消防、社会サービス、スポーツおよび芸術、統計および公的記録、交通、観光および経済開発
【英国議会に留保されている事項】 連合王国の憲法に関する事項、外交、国防、国境管理、マクロ経済および金融全般、労働法規、専門資格の規制、核管理

出典：Scotland Act 1998 (c. 46)

3. スコットランドと市民社会

(1) 市民社会とは何か

前章では、SNPを中心にスコットランドの独立に向けた動きについて整理したが、本章では、市民社会の点について検討する。まず、市民社会とは何かという点について整理してみたい。現代政治学事典（ブレーン出版、1991年）の「市民社会」の項目を引くと、市民社会は絶対王制や封建的な諸関係を打破した「市民的諸権利の獲得の上に築いた社会」のことであり、基本的人権や民主主義、資本主義、自由・平等の思想などによって特徴づけられるとしている。つまり、欧米における市民社会の成立は、市民革命にその契機を求めている。また、20世紀に入ってからの大衆社会の展開は多くの無関心層を生み出し、市民社会による古典的民主主義のあり方を変質（喪失）させることになったとしている²³⁾。この説明で重要な点は、市民社会にブルジョアジーを構成要素とする経済的同質性を前提にしている点と、彼らの政治や慈善などの社会諸活動への自覚的関わり（責任）を特徴と捉えていることである。この点が、大衆社会には欠如しており、市民社会と大衆社会を分ける点と言える。

以上の市民社会の捉え方は、政治史的な捉え方であると言えるが²⁴⁾、市民社会を理論的、哲学的に論じたものとしてはハーバーマスの議論を挙げることができる。ハーバーマスの市民社会論では、従来の国家対市民社会とい

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

二項対立の図式に代えて、国家、産業社会、市民社会という三項対立の図式を描く。この中で市民社会の性格は、生活の空間であり、人々や集団が自発的に連帯して、社会規範や生活様式などを形成する場である。そのような共同性を原理とする空間のことをハーバーマスは「市民的公共性＝公共圏」と呼んだ²⁵⁾。ただし、ハーバーマスの市民社会の捉え方は、規範的および理想的なものであり、実際の社会では、多くの人々は上記の市民的公共圏への参加から排除されているという見方がある。だからこそ「多面的な参加型民主主義を促進し、活性化させるため（中略）、NPOは、理念的な目標概念である市民社会・市民的公共性を実現していくための重要な担い手として、従来、期待されてきた」ようである²⁶⁾。以上の点からすると、NPOは、実際の社会の場面において、その多元性・複数性ゆえに排除されてしまう普通の市民の声を代弁するために市民社会の重要な担い手として存在しているのとして捉える見方が生まれてきたと言える。

ところで、英国の文脈では、NPO（非営利組織）より、ボランティアセクターの語が一般的に用いられることが多いが、チャリティセクター、ボランティア＆コミュニティセクター、社会的経済（social economy）、市民社会（civil society）などの語が互換的に用いられている。英国を代表する全国的なボランティアセクターの連合組織である全国ボランティアサービス協議会（the National Council for Voluntary Organisation: NCVO）の定義によれば、これらの組織には、①制度的形式性、②非政府性、③非営利性、④自己統治性、⑤自発性、⑥公益性などの特徴がある²⁷⁾。

ちなみに、英国の市民社会に詳しい松井真理子の紹介によれば、ロンドン大学LSE校の市民社会センターは市民社会について「政府、経済界、家族の世界の間に位置づけられる団体、組織、個人の行動の集合をいう。特に多様なボランティア／非営利組織、フィランソロフィー団体、社会経済運動、その他の社会参加活動、これらに関連した価値や文化を体現するものが含まれる」と定義している²⁸⁾。松井は、このような定義を踏まえて、「今日の『市

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
『市民社会』論は、過去の用法とは異なり、政府、市場のどちらにも属さない、能動的な市民による社会形成という、新しい意義を付されて再登場した」としている²⁹⁾。

本節でこれまでに述べてきたことを今一度まとめると、政治史的な捉え方での市民社会はブルジョアジーを主体とした近代市民社会を意味したが、ハーバーマスはそれを人々の自発的な連帯による「市民的公共圏」として捉えた。実際の社会では、普通の市民がこの市民的公共圏から排除されてしまうゆえに市民の声を代表するものとしてNPOの役割があり、そのため、NPOは市民社会を代表し、場合によっては市民社会とほぼ同じ意味で用いられるようになった。英国では、NPOよりボランティア・セクターの語が一般的に用いられるが、市民社会も含めてほぼ同じことを意味すると捉えても問題ない。以上のような市民社会一般に関する整理をふまえて、次にスコットランドにおける市民社会の状況について整理する。

(2) スコットランドにおける市民社会の状況

スコットランドには、約2万5000のボランティア組織がある。それらは、社会的な問題や環境、文化など多様な問題に関係している。これらの組織の中には、スコットランドだけで組織されるものと、英国全土で組織されるもののスコットランド支部という2つのタイプがある。ただし、いずれにせよ、財源や政策上の目標などを求めてロビー活動を行ったり、政府や民間企業の手が届かない活動などを行うが、その際、スコットランドに強いアイデンティティーを持っていると言える³⁰⁾。

これらのスコットランド内の多様なボランティア組織が加わる連合組織がスコットランド・ボランティア・サービス協議会 (the Scottish Council of Voluntary Organisations: SCVO) である。SCVOは1936年に創設された。ピーター・リンチの指摘によれば、SCVOは創設以来スコットランドの政治に対しては慎重な姿勢を取り続けてきたが、1997年のブレア政権の誕生以降、次の3つの理由からより積極的な姿勢を取るようになったと言う。第一は、

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

ブレア政権が社会的包摂を政策課題として打ち出し、政府とボランティア組織の間の連携・協力の必要性が高まったからである。第二は、SCVOが、全国富くじ慈善評議会（the National Lottery Charities Board）や欧州社会基金からかなりの規模の新しい財源を得たからである。そして、第三は、1999年の分権改革（devolution）の影響であり、スコットランド議会はスコットランドにおけるボランティア組織の利益を代表する団体としてSCVOを扱ったからである³¹⁾。

スコットランド議会および政府と市民との結びつきを考える際に触れなければならないのは、スコットランド市民フォーラム（the Scottish Civic Forum）の存在についてである。市民フォーラムは、スコットランド政府に市民の声を伝える市民参加の機会を提供するものとして1999年に創設された。市民フォーラムは、スコットランド憲政会議の精神を継承するものである（ちなみに憲政会議は1995年にスコットランドにおける分権改革のかたちを提案した『スコットランドの議会、スコットランドの権利（*Scotland's Parliament Scotland's Right*）』の発表後、その役割を終えたとして解散した）。市民フォーラムには、年間約10万ポンドの財源がスコットランド政府によって与えられたが、2005年にはその財源は半分に削減され、2006年には完全に廃止された。その理由は、フォーラムが単なる「おしゃべりの場（a talking shop）」になっていて、あまり実質的な影響力を発揮しなかったからである。SCVOやスコットランド労働組合会議（the Scottish Trade Union Congress）、また次に述べるスコットランド地方自治体協議会（the Convention for Scottish Local Authorities: COSLA）などは直接スコットランド政府と交渉するほうが強い影響力を及ぼすことができたからである³²⁾。

COSLAは、スコットランドの地方自治体が加盟する連合組織である。スコットランドにおける地方自治制度は、1996年4月以降、1層制を採用しており³³⁾、32の自治体がある。2013年7月現在、このうちの31の自治体がCOSLAのメンバーになっている。COSLAは1975年に創設された。2001年には、グラスゴー、クラックマナンシア、フォールカークの3自治体が

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

COSLA を脱退した。特に、グラスゴーは、COSLA に年間 22 万ポンドのメンバーシップ費を支払っていたので、グラスゴーが抜けると、それが支払われなくなるということで COSLA に大きな衝撃を与えることになった。その後、2003 年にグラスゴーとクラックマナンシアは COSLA に再び加入することになった（フォールカークだけが現在も COSLA のメンバーでない³⁴⁾。COSLA の果たす役割は多様である（表 3 参照）。例えば、2007 年 5 月の地方選挙から選挙制度がそれまでの小選挙区制から比例代表制に変更された際には、COSLA はそれに強く反対した。もちろん、COSLA に加盟する自治体の中には、選挙制度改革に賛成する自治体もあったが、COSLA 全体としては反対の立場を取った³⁵⁾。COSLA は、基本的に地方自治体の利益を守り、地方民主主義を擁護することが目的の団体である。地方自治体を市民社会の一つとして数えることには違和感があるかもしれないが、COSLA が地方民主主義の擁護を理念に掲げ、スコットランドの市民の意思に応えることを使命とするのであれば、COSLA のような自治体連合組織も広い意味で市民社会を構成する一員と言っても差し支えないであろう。

このようにスコットランドにおける市民社会の状況は分裂とまではいかないが分極化している。また、市民社会と政党組織との関係も複雑である。最後に述べた COSLA は伝統的に労働党色の強い団体であった。ただし、上記のように 2007 年 5 月の地方選挙から選挙制度が比例代表制に変更されたことにより、多くの自治体で連立政権が誕生し、労働党の勢いは自治体レベルでも低下した（自治体でも SNP の勢力が強まった）。それによって COSLA の運営も変更を迫られた。このような政治と市民社会との関係も含めて、住民投票において市民社会がどのような役割を果たすのかについて次に見ることにする。

表3 COSLAの主要機能

1. 地方自治の課題の促進
<p>①スコットランド政府の大臣との接触、公務員との連携および協働、新しいパートナーシップ合意によって、スコットランド政府と関係する。</p> <p>②COSLA 議会課のスコットランド議会の各委員長との接触、スコットランド議會議員、英国議會議員、欧州議會議員との打合せ、スコットランド議会の委員会への資料提供、協定（Concordat）の開発などを通じて、スコットランド議会の審議課題に関与し影響を与え、政策を創造する。</p> <p>③共通政策、全地方自治体への訪問、政党やスコットランド議會議員主催のレセプション、Scottish Six などのパートナー組織との関わりを発展させる。</p>
2. 戦略と開発
<p>①全地方自治体の代弁者やネットワークの支援、助言的なしくみの見直し、公的助言者の導入、代弁者や他の議員の訓練や開発を通じて政治構造を開発する。</p> <p>②情報の提供改善、手順覚え書の作成、会議やセミナーなどの開発、ウェブサイトの開発を通じて地方自治体に支援や手順、情報を提供する。</p>
3. 機能の改善
<p>ウェブサイトの改善・開発、改善およびコンサルタント業務の設定、高品質業務の表彰、展示的行事の運営を通じて機能改善を行う。</p>
4. 技能開発
<p>地方自治全国訓練組織、地方議員開発プログラム、Scottish Leadership Foundation</p>
5. コミュニケーション戦略
<p>①対外的コミュニケーション：事務総長へのメール、マンスリー・ニュースレターの発行、Who's Who の開発、新ロゴマークの検討、市場化戦略の開発、ウェブサイトの開発</p> <p>②対内的コミュニケーション：職員への週刊メール配信、事務所環境面での中核的業務やその将来展望の提示、職員向けメディア訓練プログラムの開発</p>
6. 組織開発
<p>①情報技術サービスの見直し、touchdown centre の開発、COSLA 内の電子検索システムの開発など新技術の活用</p> <p>②組織の開発</p> <p>③内部資源</p>

出典：McConnell A., *Scottish Local Government, Edinburgh: Edinburgh University Press*, 2004, p.36

4. 住民投票への道と市民社会の果たす役割

(1) 民族的対話と市民社会の役割

これまでに別稿で述べてきた内容と若干重複するかもしれないが、まず、

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

2007年8月以降の独立問題に向けた動きについて概観する。小論の第2章でも記したように、2007年8月14日にSNP政権は白書『スコットランドの未来の選択：民族的対話』を発表し、スコットランド各地での対話集会を開催したり、独立問題に関するウェブ・サイトを開設したりしてきた。これらの民族的対話は2009年11月まで行われ、対話集会は100回を数え、また、ウェブ・サイトには5000件以上のコメントが寄せられた³⁶⁾。これらのコメントの中身は、スコットランド政府のホームページ上で全て公開されている。市民参加の点からは興味深い内容であるが、時間的制約の点から小論ではその整理は扱わないことにする。

そして、この民族的対話の成果を踏まえて作成されたのが、2009年11月30日に発表された白書『あなたのスコットランド、あなたの声：民族的対話（*Your Scotland, Your Voice: A National Conversation*）』であった。また、2010年2月25日には、スコットランド住民投票法案の原案が協議文書（consultation paper）として公表された。こうした過程を経て、2012年1月25日のバーズ・ナイトの日³⁷⁾に独立問題をめぐる住民投票についてスコットランドの市民および市民社会の意見を聴取するための協議文書である『あなたのスコットランド、あなたの住民投票（*Your Scotland, Your Referendum*）』がスコットランド政府のアクレックス・サモンド首席大臣によって発表された。この文書に対する市民および市民社会からの意見の聴取は2012年5月11日に締め切られた。

この間に市民および市民社会から寄せられた意見は2万6000件を超えた。153の組織およびグループからの意見、その他の個人からの意見は、全てスコットランド政府のホームページで見ることができる。この大規模な意見聴取の整理・分析を請け負ったのは、政府とは独立の立場にある民間のコンサルタント会社である。スコットランド政府は、2012年10月22日にその市民からの意見を分析した報告書を公表した。

質問内容に対する回答の前に3つの点について記す。第一は、質問への回答がどのような方法で寄せられたのかという点についてである。最も多

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

いのは、スコットランド政府のオンラインでの返信フォームを用いたもので78%を占める。メールや郵便での回答は2%しかない。その他、労働党やSNPのキャンペーン活動を通じての回答が、それぞれ4%と16%あった。第二は、回答者の居住地についてであるが、スコットランド内が最も多くて77%を占め、英国の他の地域は3%しかなかった。ただし、不明なものが19%あった。第三は、164の組織およびグループのタイプ分けである。これは、市民社会の点から興味深いデータである。商業組織が30%、ボランティア組織が20%、政党が9%、選挙関連組織が4%、その他が27%、不明が10%という内訳であった。

さて、質問内容への回答結果についてであるが、質問は9項目にわたっていたが、質問4の「住民投票の運営管理に関して選挙管理委員会およびその長に付与される権限に関してどう思うか」と質問5の「選挙管理委員会と選挙委員会の間の役割分担についてどう思うか」、質問8の「提案された住民投票キャンペーン費用についてどう思うか」、質問9の「住民投票法案について他に何か意見はないか」などの管理運営事項を除いた5項目について報告書の巻末に総括表を掲載している。それを整理すると表4のようになる。これに基づいて、回答の大まかな特徴や傾向について述べることにする。

第一に、提案された住民投票の質問内容については、63%が賛成、28%が反対していて、概ね賛成のほうの声が多いと言える。第二に、提案された住民投票までのスケジュールについては、59%が賛成、31%が反対で、これも概ね賛成のほうが多いと言える。第三に、住民投票に第二の質問が含まれることについては、25%が賛成、59%が反対で、これに関しては反対のほうが多い。第四に、住民投票を土曜日に実施することについては、33%が賛成、27%が反対で、若干賛成のほうが多い。第五に、投票登録年齢を16歳からにすることについては、53%が賛成、40%が反対で、これについても若干であるが賛成のほうが多いという結果であった。ちなみに、英国の国政選挙や地方自治体での選挙、スコットランド議会議員選挙などの選挙権は18歳以上であり、それをこの度の住民投票に関しては、16歳からに引き下げようという提案であった。

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

表 4 市民への意見聴取の質問とその結果

	賛成	どちらかと 言えば賛成	どちらかと 言えば反対	反対	どちらとも 言えない	総数
1. 提案された住民投票の質問について	14,176 (63%)	334 (1%)		6,298 (28%)	1,665 (7%)	22,473 (100%)
2. 提案された住民投票までのスケジュールについて	14,094 (59%)	611 (3%)	1,232 (5%)	7,493 (31%)	467 (2%)	23,897 (100%)
3. 住民投票に第二の質問が含まれることについて	5,312 (25%)	1,569 (7%)	725 (3%)	12,520 (59%)	1,155 (5%)	21,281 (100%)
6. 住民投票が土曜日実施されることについて	6,344 (33%)	2,410 (13%)	939 (5%)	5,053 (27%)	4,248 (22%)	18,994 (100%)
7. 投票登録年齢を 16 歳からに拡大することについて	13,195 (53%)	818 (3%)	355 (1%)	10,010 (40%)	399 (2%)	24,777 (100%)

出典：The Scottish Government Social Research, *Your Scotland, Your Referendum: An Analysis of Consultation Responses*, Edinburgh, 2012, pp.57-66

(2) 住民投票の実施へ向けて

市民および市民社会からの意見は上記のような内容であったが、次にその後の動きについて整理して紹介する。上記報告書の公表の 1 週間前の 2012 年 10 月 15 日、英国首相のデイビッド・キャメロンとスコットランド政府首席大臣のアレックス・サモンドは、エディンバラにあるスコットランド政府庁舎であるセント・アンドリュース・ハウスにおいて、スコットランドの独立の賛否を問う住民投票の実施に向けて両政府が協力することに合意することを記した「エディンバラ合意 (Edinburgh Agreement)」に署名した。

エディンバラの合意によれば、「(両) 政府は、住民投票が明確な法的基盤を持ち、スコットランド議会によって立法化され、議会および政府、市民の信頼を受けて行われ、公正な試みやスコットランドの人々の思いの明白な表明、誰もが尊重する結果をもたらすべきものであることに合意する」と記されている。続いて合意は、「1998 年スコットランド法の第 30 条の規定に従って枢密院令 (an Order in Council) を英国 (議会) とスコットランド議会に

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
提出することに合意した」と記している。この住民投票の実施に至る法手続きについては補足説明が必要である。

1998年スコットランド法では、英国議会上に留保される権限（留保権限）とスコットランド議会上に委譲される権限（委譲権限）について規定しているが、留保権限についても枢密院令の制定によって特定事項の立法措置権限を英国議会上からスコットランド議会上に移管できることを定めたのが第30条の規定である。スコットランドの独立やそれをめぐる住民投票の実施に関するような権限は、英国の憲法上の統治制度に関わる権限で委譲権限ではなく留保権限であるが、この第30条の規定を利用して、スコットランドの独立に関する住民投票の実施やその方式決定などに関する権限をスコットランド議会上および政府に移管したのである。

また、エディンバラ合意には、スコットランドの独立に関する単一の質問項目（争点）で住民投票が行われること、その住民投票が2014年末までに行われることも明記された。そして、住民投票法では、住民投票の日、選挙権、質問の文言、キャンペーンの財源に関するルール、住民投票の実施に関する他のルールを規定することも明記された。最後に、両政府間の合意の詳細については、覚え書（the memorandum）の中で規定されることについても付け加えられた。

その後、スコットランド政府は、2013年2月に『スコットランドの未来：住民投票から独立そして成文憲法の制定へ（*Scotland's Future: from the referendum to independence and a written constitution*）』なる文書を発表した。これは、住民投票によってスコットランドの独立が可決された場合、国家としての独立までにはどのような手順が必要なのかについてスコットランド政府の計画を示したものであった。同文書は、大きく2つの部分に分かれている。前半は、「スコットランドのための成文憲法（A Written Constitution for Scotland）」という章で、スコットランドが成文憲法を持つ必要性などについて述べている。その1.4（第4節）において、「独立を果たしたスコットランドは、私たちが重視するものを表現し、市民の権利をしっ

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
かり根付かせ、国家の諸制度が互いにどのように相互作用し、市民に仕えるのかについて明瞭に定める成文憲法を持つべきである」とその必要性について記している。また、成文憲法を持たない（不文憲法の）英国の問題点について、「ウェストミンスターのおしくみでは、異議申し立てをする機会なしに政府が重要な決定をくだすことをしばしば招いてきた」と述べ、具体例として2003年のイラク戦争に参戦した際の決定を挙げた。一方、後半の「独立へ向けた憲法綱領（A Constitutional Platform for Independence）」の章では、表5のような憲法綱領の内容を掲げるとともに、もし住民投票で独立に賛成する結果になった場合には、独立後初めてのスコットランド議会議員選挙は2016年5月に実施することを示した。つまり、住民投票後、2016年5月までに独立に関する諸手続きを終え、独立を果たすというスケジュールが示された訳である。

住民投票へ向けたその他の動きとしては、選挙委員会（Electoral Commission）が住民投票の質問文について検討し、スコットランド政府が当初予定していた「スコットランドが独立国になることに同意しますか」という質問に対して、公平性と明快さの点から「スコットランドは独立国になるべきですか。はい／いいえ」という質問に改めることを提案し、スコットランド政府もそれを受け入れた³⁸⁾。

また、2013年3月に「スコットランドの独立住民投票法案」と「スコットランドの独立住民投票（選挙権）法案」が、スコットランド政府によってスコットランド議会に提出された。前者は、投票日や質問の文言に関する法案であり、後者は、選挙権を16歳以上とすることに關する法案である。2013年10月にこの2つの法案の採決が行われ、11月には女王の裁可を受ける予定になっている³⁹⁾。

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

表5 スコットランドの憲法綱領の内容

①スコットランドの主権を有する市民の名において、スコットランドの国家としての独立を宣言する権限をスコットランド議会に付与する。
②1707年連合条約の持つ主要な効力を取り除き、ウェストミンスター（議会）がスコットランドのための法律を制定する権限の終了を認める。
③スコットランドの市民の必要性に最も適合した政府の形態を決定する主権上の権利を法律上で規定する。
④執行と立法の間の権力分離を保ちながら、スコットランド議会と政府の権限をすべての政策分野に拡張する。
⑤連合王国（英国）の一部から独立した一員に欧州連合内でのスコットランドの地位の変更を規定する。
⑥スコットランドにおける人権保護を確実なものにする。すなわち、スコットランドをヨーロッパにおける人権保護の主要な流れに完全に組み込むことになった1998年スコットランド法の下においても人権は委譲事項であったように、すべてのヨーロッパ人権保護条約に関する人権は保護される。
⑦スコットランドにおける君主制の継続性について規定する。
⑧スコットランド政府と英国政府の間の合意を実施する。
⑨特別な修正が行われない限り、現行のすべての留保分野における法も含めて、スコットランドにおいて法が継続することを規定する。
⑩スコットランドの公的財源をスコットランド政府が統制し管理できるようにするためスコットランドの財務省的機能を設立する。これはスコットランドの歳入を設けるためにすでに実施中の業務の上に築かれるものである。独立後のスコットランドにとってふさわしいマクロ経済上の計画が設定され、スコットランド財政委員会ワーキング・グループからの助言に基づいて独立の日から効力を発揮できるように準備することをスコットランドの財務省的機能は保障する。
⑪独立およびそれ以後、スコットランド市民権に関わる権利を定める。
⑫スコットランドが国際社会に完全に参加できるようにし、国際的な舞台でその立場を取り、他の国々や国際的組織との国際的な取り決めの受け入れの継続について規定する。
⑬スコットランドが国際的組織に加われるようにし、国際的条約を批准する権限をスコットランド議会に与える。
⑭スコットランド最高裁判所について規定する。
⑮独立という状況に適應するよう1998年スコットランド法を修正することを保障する。すなわち、スコットランド政府および議会は独立に対して円滑に順応する。

出典：The Scottish Government, *Scotland's Future: from the Referendum to Independence and a Written Constitution*, Edinburgh, 2013, pp.15-16

最後に、最新の世論調査の状況などについて紹介する。2013年9月18日のガーディアンは、ICMによる調査結果に基づいて、独立への賛成が52%、反対が32%、分からない（don't know）という回答が16%という数字を紹介

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
介している。この日は、来年に予定されている住民投票の丁度1年前ということ
ことでこのような記事が掲載されたわけであるが、その記事の中で、元スコ
ットランド政府の高官（2013年7月までサモンド首席大臣の政策室長だった
アレックス・ベル氏）の独立キャンペーンへの批判の言葉を紹介している。
記事の伝えるところでは、ベル氏の批判の焦点は、2012年11月に公表され
た独立後にスコットランドが取り組むべき政策をとりまとめた白書に対して
であり、それは「古い歌」であり、有権者に大胆で革新的な改革を提供する
ものではないと批判している。スコットランドの問題をグローバル危機の一
部として見ることもスコットランドのアイデンティティや文化といったナシ
ョナリスト的な議論に重きを置くサモンド首席大臣の手法には、SNP
内の左派やYesキャンペーンの中からも批判があるようである。また、上
記のサモンド首席大臣のキャンペーンのバイブルとも呼ばれる上記の500
ページに及ぶ白書には、ホワイトホール（特に大蔵省）が強い関心を寄せて
いて、通貨、福祉、北海油田、年金などの項目についてスコットランド政府
に対して詳細な問い合わせ（事実上の監査）を繰り返しているようである⁴⁰。

もう一点、2013年9月15日のインディペンデントに興味深い記事が掲載
されていた。それは、各種世論調査（TNS BMRBによって3～4月に実施
された調査、Angus Reidによって8月に実施された調査、YouGovによって
8月に実施された調査の平均）の結果を見ると、男性のほうが独立を支持
する傾向が強く、女性では支持する割合が低いという結果であった（賛成派
の男性37%、女性25%/反対派の男性49%、女性56%）。インディペン
デントの言葉をそのまま使うと、男性はスコットランド問題に関して、“
macho（男っぽい）”な見方をするようである。また、インディペン
デントは、サモンド首席大臣が女性の間ではあまり人気がないので、女
性で副首席大臣のニコラ・スタージョンをイベントなどの際には前面に出
そうとしているらしいと述べている。スコットランドが独立することにな
ると親子や兄弟で別々の国に住むことになる家族も出てくる。女性はこ
ういう家族のつながりを重視して投票行動を行うのではないかというのが
インディペンデントの予想であ

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）
る。また、キャメロン首相（独立に反対の立場）もその点を強調して「私達は連合王国という一つの国家の家族である。かつて引き離されていたまいたとこのように、いまはその関係を弱める時ではない」と訴えている。上記の世論調査結果では、劣勢に立たされている Yes キャンペーン（独立賛成派）であるが、まだ態度を決めかねている層（特に女性や若者）にアピールすることでその差は縮められると自信を持っている。鍵を握るのは女性の投票行動のように見える。また、スコットランドの市民社会を代表する人物たちは独立の議論に加わることを嫌がっているようである⁴¹⁾。

5. おわりに

小論は、スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きについて市民社会の関わりからの視点から考察することをねらいとしていた。最後にこの点に立ち返って、若干の考察を行い小論の課題に応えることにする。前の章で述べたように、スコットランド政府は、住民投票の進め方について市民の意見を聴取する機会を設け、それに対して2万6000件の意見が寄せられた。そして、その意見は、一件一件すべてスコットランド政府のウェブ・サイト上で公開している。こうしたパブリック・インボルブメントと情報公開のやり方は、スコットランド政府の市民社会を重視する姿勢の表れであると言える。思えば、スコットランドの分権改革の実現は、1979年以降のスコットランドの市民たちの地道な分権を求める市民運動の結果であった。そう考えると、スコットランドの市民社会は、元来、政治に積極的に関わる経験や基盤を有していた。この度の独立をめぐる住民投票の過程では、当初の調査では、独立を支持する市民が30%ほどしかいないということもあり⁴²⁾、独立への市民の関心を盛り上げる市民参加の機会を活用した。住民投票の結果がどうなるかは現時点では分からないが、市民参加の機会の活用についてはスコットランド政府の戦略は成功しており、市民社会はそれに積極的に関わったと言える。

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

もし、住民投票の結果、独立を支持する意見が多数を占めた場合、次の独立へ向けた歩みである憲法制定会議（constitutional convention）にも市民社会の代表が加わることが予定されている。市民社会との協働による国づくりの機会はまだまだこれからも続きそうである。このようなスコットランドの市民社会重視の姿勢は、わが国の憲法改正論議や道州制導入の際の手続きなどに対しても示唆を与えるものである。

注

- 1) ただし、全ての制度改革の際に住民投票や国民投票を実施する訳ではない。どのような手続きを採るかは法律の内容次第であり、その点では議会の意思に関わっていると言える。実質的には、議会というよりも政府の姿勢・方針次第と言ってよい。しばしば例として挙げられるものに、かつてサッチャー首相がグレーター・ロンドン・カウンシル（GLC）を廃止した事例がある。GLC廃止のような大規模な地方制度改革の場合には、通常、王立委員会を設置してその審議結果を踏まえて改革を進めるのが一般的な進め方であるが、その手続きも省略され、1986年3月にGLCは廃止された。廃止の際には、GLCも、またGLCと同時に廃止された大都市圏カウンティ（Metropolitan County Councils）にしても、住民投票の手続きを経ることなく、廃止されたが、本文中に記したように、グレーター・ロンドン・オーソリティーの設置の際には、設置に先立って市民の賛否を問う住民投票が行われた。
- 2) 英国の場合、単一国家（unitary state）の中でも連合王国（the United Kingdom）という特異な国の成り立ちであることに注意が必要である。
- 3) スペインの中央政府は住民投票に対して違憲であるとの見解を示している。「日本経済新聞」2012年12月19日（電子版）、http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM1902S_Z11C12A2EB1000/（最終閲覧日：2013年7月7日）
- 4) 一例として、2011年4月に実施された第17回統一地方選挙の投票率を挙げると、知事選で52.77%、都道府県議選で48.15%、市区町村長選で51.54%、市区町村議選で49.86%という結果であった。
- 5) 「朝日新聞」2013年6月19日（朝刊）のオピニオン欄において、住民投票の50%という要件をめぐる賛否の両方の意見を紹介している。賛成派の意見としては、投票率が低いと、「住民投票＝異議申し立て」になってしまうという社会学者の宮台真司の意見を紹介している。一方、反対派の意見としては、小平市の直近の市長選の投票率が37%なのに住民投票に50%の要件を求めるの

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

はおかしいという熊谷俊人千葉市長の意見を紹介している

- 6) ヨーロッパにおける市民社会概念の発展については次の文献が詳しい。Hall J. and Trentmann F. ed., *Civil Society: A Reader in History, Theory and Global Politics*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2005
- 7) 拙著「英国における分権改革の現状と課題」『経済研紀要』第24号、国士舘大学経済研究所、2012年。拙著「スコットランドにおける分権改革の再検討」『政経論叢』第161号、国士舘大学政経学会、2012年
- 8) スコットランド国家党は、1928年から34年まで存続したが、元来、グラスゴー大学スコットランド民族主義者協会（Glasgow University Scottish Nationalist Association）やスコットランド国民連盟（Scots National League）、スコットランド・ホームルール協会（Scottish Home Rule Association）、スコットランド民族運動（Scottish National Movement）などが統合・合流して創設された政党である。Lynch P., *SNP: The History of Scottish National Party*, Cardiff: Welsh Academic Press, 2002, p. 6
- 9) 一方、スコットランド党は1932年から34年まで存続した政党である。Ibid., p. 6
- 10) 1920年代にスコットランドで起きたナショナリズム運動の背景・要因としては複数のことが挙げられる。一つは、アイルランドにおけるホームルール運動の影響である。アイルランドにおける自治権拡張の動きがスコットランドにも伝わり、民族主義的な動きに影響を与えることになった。もう一つは、スコットランド経済の衰退状況である。19世紀後半から20世紀初めにかけては、スコットランド（特にグラスゴーなどの都市部）は造船業などで栄えたが、第一次大戦の頃から衰退（英国内でのスコットランドの地盤低下）が始まった。三つ目の理由は、スコットランドにおける政治状況の変化である。1922年の総選挙の頃から、スコットランド（特にグラスゴーなどの都市部）において労働党の勢力が強まり始めた。そして、労働党はスコットランドの自治を支持した。Kellas J. G., *The Scottish Political System*, Cambridge: Cambridge University Press, 1973, p. 127
- 11) 1967年の英国議会庶民院の補欠選挙で、SNPのウイニー・ユイーニング（Winnie Ewing）が議席を獲得した。この背景には、「スコットランドにおける経済不況・失業の増大に加え、1959年総選挙における労働党の敗北と二大政党制への不満等」があり、また、「SNPの政党支部の数も、1962年の18支部から、1968年の484支部に激増している」など、60年代以降、SNPが「政治的なグループから、本格的な政党に脱皮した」ことが挙げられる。渡辺樹「スコットランド議会とスコットランド国民党」『レファレンス』2007年10月号、pp.40-41
- 12) 労働党は、1958年以降、スコットランドの自治を支持する立場から撤退した。

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

そこで、労働党に代わって SNP がスコットランドにおけるナショナリズム運動の中心的存在となり、発展を遂げることになった。リチャード・キレーン（岩井淳・井藤早織訳）『図説スコットランドの歴史』彩流社、2002年、p. 182

- 13) ウィルソンおよびその後継のキャラハンの両労働党政権が、スコットランドとウェールズの分権改革（地域議会の設置）に積極的な姿勢を示したのは、政権維持のために自由党や SNP との協力が必要であったとの背景がある。前掲、渡辺「スコットランド議会とスコットランド国民党」p. 28
- 14) 40%条項が盛り込まれたことにはいくつかの説明がある。一つは、労働党内の分権反対派が、保守党と連携して、住民投票可決の要件をより困難にしたという説明である（同上、p. 28）。もう一つの説明は、1979年の住民投票は SNP の強力な働きかけによるものであり、SNP の勢力拡大を恐れた労働党が、SNP 抑制のためにより困難な要件を設定したという説明である（前掲、キレーン『図説スコットランドの歴史』pp. 182-183）。
- 15) スコットランド憲政会議は 1989年に創設された。その主な目的は、分権の実現に向けた枠組みを設計することにあったが、1979年の住民投票の際に明らかになった政党間の亀裂を避け、政党を含むスコットランドにおける多様な組織間の合意を得ることにあった。憲政会議は、中道的な立場を求めたので、保守党のような改革に対して非妥協的な統一主義的（unionism）な政党や SNP のような独立を志向する政党とは相容れなかった。Lynch P., *Scottish Government and Politics: An Introduction*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2001, p. 11. McGarvey N. and Cairney P., *Scottish Politics: An Introduction*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2008, p. 34
- 16) 国政レベル（安全保障面）の問題としては、イラク戦争へ積極的なブレイク労働党政権への批判およびスコットランド内の問題としては、8年間続いた労働党・自由民主党政権への飽きとスコットランド経済があまり好転しなかったことへの不満などが、労働党の敗北の背景と言える。
- 17) 2007年5月の第3回スコットランド議会議員選挙の結果によって SNP 政権が誕生して以降、SNP 政権の失策は特になかったが、その反対に大きな政策的な成果もなく、野党第一党の労働党との差が1議席のみという単独少数政権では、思い切った政策が展開できないというのも無理のないところである。2011年5月の第4回議会議員選挙で SNP が大勝（47 → 69 議席へ）したのは、上記のように4年間の政権運営で失策がなかったこと、スコットランドの発展のためには、思い切った政策の転換が必要であり、それを市民が SNP に期待したのではないかと予想できる。労働党の議席減（46 → 37 議席へ）は、2010年の英国議会総選挙と連動した有権者の投票行動であり、自由民主党の激減（16 → 5 議席へ）は、スコットランド議会では労働党と連立を組み（1999～2003年）、国

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

政では保守党と連立を組む（2010年～）自由民主党の姿勢に批判が向けられたものと推察される。

- 18) 内容的には政府としての考え方を示した緑書（green paper）に相当するものであったが、SNP 政権は白書（white paper）として発表した。
- 19) 白書『スコットランドの未来の選択』を発表した2007年8月当時のSNP 政権はまだ単独少数政権であり、独立問題をスコットランド議会などの場で他党との協議のルールに乗せるためには、独立問題だけでは独立問題に批判的な他党が応じる可能性が低く、他党がより積極的なさらなる分権問題を含める必要性があった。
- 20) The National Conversation, *Your Scotland Your Voice: A National Conversation*, Edinburgh, p. 5
- 21) 保守・労働・自由民主の各党はSNP の提案する独立問題よりさらなる分権問題により強い関心を持って関わった。三党はグラスゴー大学総長のケネス・カルマン卿が委員長を務める「スコットランドへの分権に関する委員会(Commission on Scottish Devolution)」を設け、同委員会による検討結果はその後の2012年スコットランド法の制定につながるようになった。
- 22) 自治体国際化協会ロンドン事務所「マンズリートピック」2012年5月号, p. 2
- 23) 大学教育社編『現代政治学事典』ブレーン出版, 1991年, pp. 415-416
- 24) 邦文による代表的な著作として、松下圭一『市民政治理論の形成』岩波書店, 1959年, 参照
- 25) 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子『NPO 再構築への道』勁草書房, 2010年, p. 7
- 26) 同上, p. 8
- 27) 金川幸司『協働型ガバナンスとNPO』晃洋書房, 2008年, p. 74
- 28) 松井真理子「中央政府／自治体と市民」竹下譲・横田光雄・稲沢克祐・松井真理子『イギリスの政治行政システム』ぎょうせい, 2002年, p. 308
- 29) 同上, pp. 308-309
- 30) Keating M., *The Government of Scotland: Public Policy Making after Devolution*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2005, p. 78
- 31) Lynch P., *Scottish Government and Politics: An Introduction*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2001, pp. 116-117
- 32) McGarvey N. and Cairney P., *Scottish Politics: An Introduction*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2008, p. 232
- 33) 1996年4月に1層制になるまではスコットランドも2層制（9つのカウンティと53のディストリクトで構成。その他に3つの島嶼部の1層制自治体があった）の自治制度を採用していた。
- 34) McConnell A., *Scottish Local Government*, Edinburgh: Edinburgh University

スコットランドの独立を問う住民投票をめぐる動きに関する一考察（石見）

Press, 2004, p. 37

- 35) Ibid., p. 37
- 36) <http://www.scotland.gov.uk/Topics/constitutional/a-national-conversation>
- 37) スコットランドの吟遊詩人と呼ばれたロバート・バーンズ（1759～1796年）の誕生日を記念して、1月25日はバーンズ・ナイトと呼ばれ、ハギスなどのスコットランドの伝統料理をメインディッシュとして食べ、バグパイプの演奏やバーンズの詩などが読まれる。
- 38) 自治体国際化協会ロンドン事務所「マンズリートピック」2013年3月号, p. 4
- 39) 同上, pp. 4-5
- 40) *The Guardian*, 18 September 2013
- 41) *The Independent on Sunday*, 15 September 2013
- 42) BBC News Scotland Politics. Q&A: Scottish independence referendum, 25 January 2012, <http://www.bbc.co.uk/news/uk-scotland-13326310>